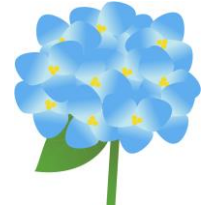


いつもお世話になります。

ちょこっと通信発刊し丸3年経ちました。3年のこの3という数字には、「三度目の正直」、「石の上にも3年」、「早起きは三文の得」など、3を由来とすることわざ等が多いです。諸説ありますが、縁起がよいことに繋がるようです。皆様のおかげ様で、ちょこっと通信も3年続けることができました。今後ともよろしく願いいたします。



今を生きる

先人の言葉

未来とは
今である。

マーガレット・ミード (文化人類学者)

時間を大切に使っていますか？

●人生何時間？

80歳まで生きた場合の生涯時間は
 $80 \text{ 歳} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} = 700,800 \text{ 時間}$
です。30歳の人の残りの生涯時間は438,000時間
です。その内、30%は睡眠時間とすると、起きて
活動できる時間は300,000時間程度です。

●時間はあなただけの資本です

時間は平等な資産です。お金のように「使った」
という実感なく過ぎてしまいます。
時間の性質◎有限 ◎譲渡不可
◎元に戻せない ◎万人に平等

●「段取り上手」になろう

生涯労働時間は
 $40 \text{ 年} \times 1 \text{ 日} 7 \text{ 時間} \times 250 \text{ 日} = 70,000 \text{ 時間}$
程度です。効率よく取り組みたいものです。
仕事を片付けるポイントは「段取り」の能力です。
1. 常に優先順位を考えよう
2. 今結論が出ることは今決定しよう (目安は3分)
3. 30分単位で集中しよう

(元気手帳より引用)

今月のいろいろ「掲示板」

【3にまつわる先月の出来事】

先月に、第3回いびがわハイキングに行ってきました。上ヶ流茶摘みも体験できるということで、到底完走することができないですが、一番下の娘も連れて行きました。折り返し地点では、BBQ・もちまき・餅つき体験もでき、とても楽しく過ごすことができました。



知っとこ！「税務のママ知識」

教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置について

今回は、上記に書いてあるちょっとお得な措置について書きたいと思います。

通常贈与税は、年間 110 万円を超える贈与があった場合に課税されます。しかし祖父母や父母から子や孫に対して授業料等の教育費を贈与した場合に非課税になる金額が広がります。

この制度、平成 27 年末までだったのですが平成 31 年 3 月末までに延長されています。諸条件がありますので、興味のある方は検討してみたいはいかがでしょうか。

受贈者の年齢	30 歳未満
贈与者	直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母等）
非課税金額	一人につき 1,500 万円（学校以外で 500 万まで。例えば習い事等）
拠出方法	金融機関に専用口座を設ける
拠出できる期間	平成 31 年 3 月 31 日まで
払い出しの確認等	教育資金等の支払に充当したことを証する書類を金融機関等に提出する
届出	”教育資金非課税申告書“金融機関等を経由して税務署長へ提出

教育資金とは大学等の入学金や授業料のほか、習い事は学習塾・そろばん・スイミングスクール等の習い事も該当します（ただし 500 万円まで）。何かとお金のかかる教育費用を祖父母に出してもらい、結果的に相続時の節税になることもあります。

引用：三井住友信託銀行ホームページ、日本経済新聞

事務所あれこれ日記

子ども 110 番の家に登録しました！！

今年度より 110 番の家に登録し、先日本田小学校の児童が挨拶に来てくれました。いつもは大人ばかりの事務所が明るくなり、小学生のみんなからパワーをもらいました。気軽に立ち寄れる事務所にしていけたらと思います。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com